

銚田市監査委員告示第 1 号

銚田市職員措置請求（住民監査請求）に係る監査結果の公表

令和 3 年 12 月 20 日付けで提出されました銚田市職員措置請求書について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり公表します。

令和 4 年 2 月 28 日

銚田市監査委員 伊 藤 幸 夫
銚田市監査委員 米 川 宗 司

記

第 1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の受付

令和 3 年 12 月 20 日

3 請求の要旨

請求人から提出された銚田市職員措置請求の趣旨及び事実を証する書面は、次のとおりである。

なお、監査対象事項の内容に関わらない部分については、一部表記を改めた。

（1）請求対象の職員 銚田市総務部総務課長

（2）対象事項行為等 令和 3 年 3 月 9 日付銚田市岸田一夫市長が銚田市議会岩間勝栄議長より提出受付し、令和 3 年 3 月 12 日同市長より銚田市政治倫理審査会に諮問があった「銚田市政治倫理審査会における調査について（依頼）」後に係る審査会委員報酬ならびに調査に係る職員賃金及び諸経費充分分の不適切支出

（3）行為違法不当性 事実証明書に記載されているように、銚田市政治倫理審査会は、「銚田市政治倫理条例第 7 条に規定する証拠書類の具備を満たさない。」と賢明な判断をしているように、請求対象職員は諮問文書作成の立場かつ審査会運営の職務責任者であり、議員でもない議会事務局職員が執行部職員から苦情相談を受けたとし、議会運営委員会で発言提案権などないにも関わらず（本来であれば、職員から苦情を受け市長が公文書をもって議長に改善要望する等の処理をする流れである。）個人的情報による恣意的発言を行い、さらにそれを当時議会運営委員会委員長が恣意的に利用し全員協議会ではなく議会運営委員会のみで取り扱い、2 名の欠席委員がある委員会において採決し、議長名をもって銚田

市政治倫理条例違反での審議を市長に求めた。しかし、調査で実施回答したが、なぜか議長から継続調査要望が出され審査は継続する。また、**議会事務局職員**は、本来審査会へ提出すべき証拠書類となる議会運営委員会議事録作成にあたっては、実体もなくかつ証拠もない「議員として資料請求した」ならびに「議長からの注意等をした旨」などの字句を議事録に記載し、他職員を唆し**市議会議員**が開示請求した情報特にその理由等についても公にするなど鉾田市個人情報の保護に関する条例第7条から第10条規定に係る違反行為も行っている。

請求対象職員を含めた関係職員の行為については、地方公務員法第28条第1項第3号の規定による「その職に必要な適格性に欠け」、同法第31条及び鉾田市職員の服務の宣誓に関する条例第2条の規定に基づく宣誓書をもって誓った「地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」に抵触するものであり、法律及び条例に係る違反行為が認められ、地方公務員としての資質に欠ける。このことから、**請求対象職員**が適切な事前資料調査をしていれば、**議会事務局職員**が**議会運営委員会委員長**の指示あるいは共謀して数々の矛盾だらけの資料操作をしたことは自明のことであり、人事担当の総務課長として地方公務員法第27条第1項、第28条第1項第3号及び第4項の規定に基づき処分するとともに審査会に対して十分な説明を行えば事足りた事務処理を審査会7回に亘る審査会を開催し事務費・人件費等を執行してしまった。この事実は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき住民監査請求審議の中で詳細な調査に基づき審議すべき内容と考えるものである。

よって、**請求対象職員**には、参考資料の内容精査、収集手法及び調査分析能力に課題があったことから、不適切な事務対応により当該審議会が開催されることになり、当該事務に関する多くの労力、人件費ほか諸経費、委員報酬等が発生し不適切支出となった。

(4) 損害の概要等

審議会開催に係る経費分（手元資料条件付き）

第1回審議会	委員4名	職員6名	会議資料作成2名
第2回審議会	委員4名	職員5名	会議資料作成2名
第3回審議会	委員4名	職員5名	会議資料作成2名
第4回審議会	委員3名	職員6名	会議資料作成2名
第5回審議会	委員4名	職員6名	会議資料作成2名
第6回審議会	委員4名	職員6名	会議資料作成2名
第7回審議会	委員5名	職員6名	会議資料作成2名
			報告書作成事務1名
			その他事務諸経費

計 1, 308, 246円

(5) 措置請求内容

- < 1 > 前述の市民に損害を与えた支出済経費の返還
- < 2 > 関係職員の懲戒処分
- < 3 > 市長及び議長に対する議会制民主主義の正常化への改善

- 4 事実証明書（事実証明書の内容は省略）
令和3年9月13日付 鉾政第390号
鉾田市政政治倫理審査会の「調査結果報告書」について

第2 請求の受理

監査委員は、令和3年12月24日に要件審査を行い、本件が法第242条の所定の要件を備えているものと認めたが、一部不明な点があったため、14日間を期限として補正を求める通知を令和3年12月28日に発出した。しかし、期限までに補正の提出がされなかったため、令和4年1月13日に受理通知を発出し、監査を実施することを決定した。

また、令和4年1月14日に請求人より記載事項の一部変更を求める書面が提出されたことから、監査委員で協議し採用することとした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は、令和4年1月24日に、「令和4年1月11日受理された請求に係る陳述書」（以下「陳述書」という。）を提出し、陳述を行った。

2 監査対象事項

住民監査請求制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員等による法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があるとき」とについて、その監査及び予防、是正等の措置を監査委員に請求する権能を住民に与え、もって地方財務行政の適正な運営を図り、住民全体の利益を保護することを目的とするものである。

以上のことから、本件に係る監査対象事項は、職員措置請求書により提示された「令和3年3月9日付鉾田市岸田一夫市長が鉾田市議会岩間勝栄議長より提出受付し、令和3年3月12日同市長より鉾田市政政治倫理審査会に諮問があった「鉾田市政政治倫理審査会における調査について（依頼）」後に係る審査会委員報酬ならびに調査に係る職員賃金及び諸経費」を「不適切支出」として、鉾田市総務部総務課長に対し、同項による必要な措置を求めることとし、当該支出が同項に定める「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するかを調査した。

なお、請求人は上記のほか、措置請求内容として「関係職員の懲戒処分」及び「市長及び議長に対する議会制民主主義の正常化への改善」を求めているが、これらは同項に定める公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行その他の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があるときという住民監査請求の対象には該当しないと判断した。

3 監査対象部局

総務部総務課及び政策企画部政策秘書課を監査対象部局とした。

4 監査対象部局の事情聴取等

監査委員は、監査対象部局に関係文書の提出を求め、政策企画部政策秘書課から令和4年1月19日付鉾政第652号及び総務部総務課から令和4年1月19日付鉾総第1240号の資

料提出を受けた。そのうえで、令和4年1月24日に、監査対象部局総務部総務課の関係職員への事情聴取を行った。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係の確認

(1) 令和3年3月9日付鉾議第631号で鉾田市議会議長から鉾田市議会議員倫理条例（以下「倫理条例」という。）第9条の規定により準用する第7条の規定により、鉾田市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に対し同条例第3条第7号に違反する疑いがあるとして鉾田市長に調査依頼があり、政策企画部政策秘書課で受付した。令和3年3月12日付鉾政第811号で、鉾田市長は鉾田市政治倫理審査会条例（以下「審査会条例」という。）第2条第1項第3号により審査会に諮問し、本諮問により審査会が開催された。

(2) 審査会の事務局である総務部総務課から提出された開催通知書及び調査結果報告書により、次のとおり開催されていることを確認した。

- ・第1回審査会 令和3年4月8日（木） 午後2時から 委員4名出席
- ・第2回審査会 令和3年4月22日（木） 午後1時30分から 委員4名出席
- ・第3回審査会 令和3年5月14日（金） 午後1時30分から 委員4名出席
- ・第4回審査会 令和3年7月14日（水） 午前10時から 委員3名出席
- ・第5回審査会 令和3年8月5日（木） 午後2時から 委員4名出席
- ・第6回審査会 令和3年8月23日（月） 午後1時30分から 委員4名出席
- ・第7回審査会 令和3年9月7日（火） 午後5時から 委員5名出席

(3) (2)に基づく委員の報酬及び費用弁償について確認したところ、公金の支出状況は次のとおりであった。

ア. 報 酬

支 出 科 目	2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 節報酬
支 出 内 容	政治倫理審査会委員報酬 令和3年4月8日（4名）、4月22日（4名）、5月14日（4名）、7月14日（3名）、8月5日（4名）、8月23日（4名）、9月7日（5名）
支 出 額	151,200 円
支 払 日	令和3年9月17日

イ. 費用弁償

支 出 科 目	2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 8 節旅費
支 出 内 容	委員等費用弁償 500 円×5 回×2 人、500 円×4 回×1 人、 500 円×1 回×1 人、30 円×31km×2×5 回×1 人
支 出 額	16,800 円
支 払 日	令和3年9月17日

2 判断等

(1) 審査会への調査依頼に関する違法性及び不当性の検討

請求人は、「議長名をもって鉾田市政治倫理条例違反での審議を市長に求めた」と本件請求書で主張し、請求人陳述において提出された陳述書では、「「鉾田市議会政治倫理審査条例」第5条第1項規定の市民の調査請求権が行使された場合に審査する

ことになって」いる審査会を、そのような事実がないにも関わらず、鉾田市総務部総務課長が「審査会開催を進めたこと」が、「法令例規を根拠に事務事業を遂行する地方公務員としての資質に欠ける」として、「審査会委員報酬ならびに調査に係る職員賃金及び諸経費」の違法性を述べた。

しかし、倫理条例においては、第9条に「第7条の規定は、議員が第3条の政治倫理基準に違反している疑いがある場合について準用する」としており、第7条において「違反している疑いがある場合、議長は、これを証する資料を添え、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない」との規定を置いている。

また、送達された文書を確認したところ、上記の規定に則り適法に調査依頼がなされていることを確認した。

以上から、鉾田市議会議長による調査依頼には、違法性及び不当性は認められない。

(2) 審査会の事務遂行に関する違法性及び不当性の検討

本件請求書によれば請求人は、請求対象職員には「参考資料の内容精査、収集手法及び調査分析能力に課題があったことから、不適切な事務対応により当該審議会が開催されることになり、当該事務に関する多くの労力、人件費ほか諸経費、委員報酬等が発生し不適切支出となった。」と主張している。

しかし、調査の結果、鉾田市議会議長からは、(1)のとおり違法性なく調査依頼がなされていたことから、市長は審査会条例第2条第1項第3号により審査会に諮問を行った。また、審査会条例に基づいて審査会の開催に係る事務を行ったことを確認した。

また、請求書で請求人は「審査会に対して十分な説明を行えば事足りた事務処理を審査会7回に互る審査会を開催し事務費・人件費等を執行してしまった」とも主張している。

しかし、総務部総務課から提出された開催通知書及び調査結果報告書により、7回の審査会が法令及び例規に則り適正に開催され、成果として市長に調査結果報告がなされたことを確認した。

なお、審査会委員の報酬及び費用弁償については、鉾田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表に基づく、審査会の委員の報酬及び費用弁償の支出であることを確認した。

以上から、審査会の事務遂行に関する違法性及び不当性は認められない。

(3) 小括

したがって、審査会への調査依頼並びにそれに伴う市長からの審査会への諮問及び審査会から市長への調査結果報告は、法令及び例規に則り適正に行われており、違法と判断するに足りる事情は認められない。

3 結論

請求人の主張するところの、審査会の開催が違法と判断するに足りる事情は認められないことから、当該審査会の開催に係る支出については、適法に行われたと判断される。

よって、請求人の主張は理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。